

国民健康保険料等収納対策について

I. 平成 24 年度 目標と重点対策の総括について

平成 24 年 4 月から保険年金課内に徵収対策室（係相当）を設置し、滞納整理業務を機動的・実効的に行う体制の構築と各区・総合支所の人材育成を目標に以下の施策を実施した。

- ① 納付指導員の報酬体系を徵収意欲が高まる体系へと抜本的に見直し
- ② 納付資力を考慮した短期証及び資格証明書の交付を定めた要綱を制定
- ③ 窓口等の定型的な業務を担う国保相談員（非常勤職員）の増員配置
- ④ 緊急雇用創出事業（国補助 100%）を活用した民間会社への委託による文書催告・電話催告の実施（催告センターの設置）
- ⑤ 各区・総合支所の徵収担当職員からなる収納対策プロジェクトチームによる事例研究や滞納処分執行停止事務取扱要領の策定
- ⑥ 税との共同徵収の試行としての重複事案の滞納整理や関係課との共同徵収のあり方の検討

目標収納率等の達成状況について

1 国民健康保険料平成 24 年度目標現年度収納率 86.00%（不現住後）

平成 24 年度国民健康保険料の現年度収納率は 87.61% で目標収納率に対しプラス 1.61 ポイントとなった。政令指定都市決算速報では平成 23 年度の 18 位（熊本市を除く 19 政令指定都市中）から 14 位（20 政令指定都市中）へ順位を上げている。

平成 21 年度は過去最低の 83.80% であったが、平成 22 年度以降 84.21→85.41→87.61 と上昇傾向にある。特に平成 24 年度は前年から 2.20 ポイントという大幅な伸びで現年度優先、特に単年度整理が各区・総合支所で定着しつつあり、徵収力についても向上している。

2 国民健康保険料平成 24 年度目標総括収納率 68.40%（不現住後）

平成 24 年度国民健康保険料の総括収納率は 70.17% で目標収納率に対しプラス 1.67 ポイントとなった。70% 台への回復は 25~26 年度で達成を目標としていたが、徵収対策室設置 1 年目で達成することができた。これは滞納繰越分への換価財産調査を徹底することで、納められるのに納めない滞納者については、積極的に滞納処分を行える体制を構築できたことが要因である。

3 国民健康保険料の滞納繰越額に占める滞納繰越分の縮減

平成 25 年度への滞納繰越額は現年からの繰越 25.4 億円、繰越滞納 25.5 億円、合計 50.9 億円で、滞納繰越額に占める繰越滞納の割合は 50.10% と平成 23 年度の 53.40% から 3.30 ポイントのマイナスとなっている。その要因は、滞納処分執

行停止事務取扱要領の制定によって、納めたくても納められない事案、すなわち不良債権を圧縮したことによるものである。

※繰越滞納（「すでに一会计年度以上滞納繰越して、さらに繰越した分」をいう。）

収納重点対策実施状況について

1 計画的な滞納整理の実施

目標収納率を達成するための業務計画（年間計画）を策定し、納付指導員、国保相談員、正職員の徴収に係るスキルアップのための研修を開催した。また、催告センターの設置など費用と効果を検証することを意識した進行管理の徹底を心掛け、徐々に徴収職員の意識改革が進みバランス感覚の取れた職員の育成ができた。

2 現年度の滞納整理における単年度整理の徹底

新規滞納事案対策だけではなく短期被保険者証対象者についても、その年度に納付しなければならない保険料を徴収する単年度整理に努めた。さらに、預貯金の他に生命保険等の債権の財産調査にも力を入れ、滞納者の生計の維持に十分な配慮をしながら滞納処分を行った。

3 長期に及ぶ滞納者に係る処理方針の決定

時効が中断していた滞納処分中の事案については、現状で保険料を負担する力を見直し、無益な差押状態の事案については差押を解除し、滞納処分執行停止事務取扱要領に基づいた適正な執行停止を行い、震災罹災者については被害に応じたきめ細かな滞納整理を進めた。また、滞納の長期化を未然に防ぐために滞納の早期着手に努め、滞納の原因と負担する力を把握することとし、納付交渉に重点をおいた。

4 税組織その他との徴収の連携

税組織とは高額事案を中心に連携した滞納整理を行うとともに、市税、介護保険料及び保育料の共同徴収のあり方を、関係課とともに、先行実施している都市への実地調査を行いながら検討を行った。

II. 平成 25 年度 国民健康保険料収納対策について

国民健康保険事業（以下国保事業という。）の健全な財政運営と加入者間の負担の公平性を確保するためには、本市の国保事業に関わる全ての職員が、国保事業の健全化を推進していく心構えを持つことが重要である。平成 24 年度は第一段階として、徴収担当職員の意識改革をかなりのスピードで進めることができたが、これからは徴収担当以外の職員の意識改革のために研修等を充実させていかなければならない。

平成 24 年度の現年度収納率は 87.61%（前年 85.41%→2.20 ポイント上昇、目標 86.00%→1.61 ポイント上回る）、総括収納率は 70.17%（前年 67.74%→2.43 ポイント上昇、目標 68.40%→1.77 ポイント上回る）と一定の成果を出すことができたが、この勢いを止めず、局及び区・総合支所が一体となって、以下に掲げる目標に向かって日々努力を積み重ねていく必要がある。

基本方針

1 計画的な滞納整理の実施

業務計画に則した適正な進行を意識しながら、数値目標を達成するため、徴収対策やその時期、内容を明確にした業務計画を立てる。また、管理監督者による進行管理の徹底だけではなく管理監督者自身が徴収マネジメントを習得することを目標とする。そして、徴収職員の1人ひとりが責任を持って業務計画に基づく滞納整理に取り組める職場環境をつくる。

2 現年度の滞納整理に期別滞納整理を導入

現年度の滞納整理においての単年度整理は徹底されてきており、今年度はさらに、単年度整理から期別滞納整理へシフトしながら早期着手を徹底し滞納の累積を未然に防ぐ体制を構築していく。催告センターを活用した文書・電話による催告、納付指導員の現年度優先の訪問徴収等、さらなる交渉の機会を滞納者に提供しながら、それに応じない滞納者については「納める資力の有無」を見極めながら滞納処分も視野に入れる。

※期別滞納整理（「督促状の納期限後、速やかに期別単位で文書・電話催告を開始すること」をいう。）

3 市税等との連携強化と共同徴収

市税については、市税滞納額 20 万円未満の事案の文書催告・電話催告を健康福祉局で設置している催告センターで行い、介護保険料、保育料についても共同徴収を試行的に行いながら、将来的には財政局へ移管する等の徴収のあるべき姿を検討していく。また、政令指定都市として県と協力しながら県内市町村へ滞納整理の先進事例として提供していく。

収納率等の目標

今後 4 年以内に、現年度収納率 90% 台の達成を目指しつつ、平成 25 年度の目標として、現年度収納率 88.0%，総括収納率 76.0% を目指す。滞納繰越額に占める繰越滞納の割合は 50.0% を維持し、不良債権化を防止する。

※繰越滞納（「すでに一会計年度以上滞納繰越して、さらに繰越した分」をいう。）